

契 約 書 (案)

件 名	令和7年度広報なごや企画面デザイン及び版下作成業務委託
納 品 場 所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市市長室広報課
契 約 金 額	¥■■■■■ ★ (概算) うち消費税及び地方消費税¥■■■■■ ★
契 約 履 行 期 間	契約締結の日から令和8年3月31日まで
契 約 保 証 金	
特 約 条 項	情報取扱注意項目 障害者差別解消に関する特記仕様書

上記業務委託について、名古屋市（以下「委託者」という。）と受託者とは、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

令和7年 月 日

委託者 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市 契約事務受任者
名古屋市市長室長 ■■■■

受託者 所在地
名 称
代表取締役

- 第1条 受託者は委託者の提示した仕様書に基づき、受託者の責任において業務を実施するものとする。
- 第2条 受託者は委託者の承認がなければこの契約によって生ずる権利及び義務を他人に譲渡し、承継させ又はその権利を担保に供することができない。
- 第3条 デザイン・レイアウト・版下作成業務に係る委託料は、表紙1ページあたりの単価を■■■ 円(税抜き)、表紙を除く紙面1ページあたりの単価を■■■ 円(税抜き)と定め、上限を■ ページとして概算契約する。契約の履行を完了したときは、受託者は係員を経て、委託者に通知しなければならない。
- 2 前項の通知があったときは、委託者はそれを受理した日から10日以内に検査を行い、契約に定めた事項に適合すると認めたときは、受託者から提出した正当な支払い請求書を受理した日から30日以内に契約代金を支払うものとする。
- 3 契約代金の支払い場所は名古屋市役所とし、指定金融機関または指定金融機関と為替取り引きのある銀行の預金口座に口座振替により支払うものとする。
- 第3条の2 委託料は制作実績に応じて、第3条第1項で定めた単価に基づき毎月支払う。

- 第4条 受託者が委託業務の実施に際して、善良な注意義務を怠ったことにより委託者に又は第三者に損害を与えたときは、受託者はその損害を補償する責めを負うものとする。
- 第5条 委託者は必要があるときは受託者と協議のうえ、業務の内容若しくは履行期限を変更し、又は契約履行の中止をすることができる。
- 2 受託者は前項の中止期間が全契約期間の3分の2以上に至っても中止解除にならないときは、委託者と協議のうえ契約の全部又は一部の解除を求めることができる。
- 第6条 受託者は、正当な理由がないのに、この契約の履行を遅延した時は、遅延日数に応じ、契約金額に契約締結日における名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）（以下「契約規則」という。）第33条第1項に定める割合で計算した額を延滞金として委託者に納付しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定により延滞金を徴収しようとするときは、納付すべき期限を指定して請求しなければならない。
- 3 委託者は、受託者が前項の規定による延滞金を指定した期限までに納付しないときは、受託者に対するこの契約による委託代金から延滞金相当額を控除することができる。
- 第7条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。
- (1) 受託者が正当な理由がないのに契約を履行しないとき、または履行期限内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行にあたり、係員の指示監督に従わず、またはその者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 受託者が契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (5) この契約に定めた条件に違反したとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。
- (1) この契約の履行をすることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、アからオのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- 3 前 2項の規定によるほか、委託者及び受託者双方の協議によりこの契約を解除することができるものとする。

第8条 委託者は、受託者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、前条第 1 項第 2 号に規定する不正の行為とみなし、この契約を解除することができる。この場合において、前条第 1 項に規定する催告を要しないものとする。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条、第 6 条、第 8 条又は第 19 条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、契約金額の10分の 1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間までに支払わなければならない。

- (1) 前 2条の規定（第 7条第 3項を除く）によりこの契約が解除された場合。
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の攻めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合。

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続き開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第 154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第 225号）の規定により選任された再生債務者等

- 3 第 1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第 1項の違約金に充当することができる。

第10条 受託者がこの契約に関して第 8条第 1項各号のいずれかに該当したときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、受託者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、

契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の 2第 1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第 8条第 1項第 1号及び第 3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第 2条第 9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年 6月18日公正取引委員会告示第15号）第 6項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、そのことを委託者が認めるとき。
 - (2) 第 8条第 1項第 2号のうち、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第 3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第96条の 6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第 3号については、刑法第96条の 6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第 1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
 - 3 第 1項の規定にかかわらず、委託者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、委託者は、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
 - 4 前 3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 第11条 受託者は、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない業務を履行した場合におけるその不適合について、担保の責任を負わなければならない。この場合において、受託者が負う担保責任の期間は、委託者がその不適合（数量に関する不適合を除く。）を知った時から1年以内とする。
- 第12条 契約内容の完了の検査合格前に生じた損害は、委託者の故意又は重大な過失による場合を除き一切受託者が負担すること。
- 第13条 本契約書及び仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、委託者と受託者で協議して処理する。
- 第14条 この契約の履行にあたっては、名古屋市契約規則その他関係法令の規定を遵守しなければならない。
- 第15条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。
- 第16条 この契約による事務の処理の委託を受けたものは、この契約による事務を処理するに当たり別記「情報取扱注意項目」及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

この契約締結の証として、この契約書 2通を作成し、委託者・受託者双方記名捺印の上で、各自 1通を所持するものとする。ただし、本契約の契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、電子署名を行ったうえ、各自その電磁的記録を保有する。